

# 障害者差別解消法とは



## 障害者差別解消法

平成28年4月に施行された法律です。障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることが目的としています。

この法律上、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供をしないこと」が差別に当たるとしています。

## 1 不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として、サービスの提供や入店等を拒否する差別的な取扱いをすること。

本人を無視して、  
介助者や  
手話通訳者に  
話しかける



伝えたい相手は  
本人なので、  
あくまでも本人に  
話しかける



## 2 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、対応すること。

※民間事業者は努力義務ですが、令和3年6月4日公布の改正法により、**公布の日から3年以内に法的義務**になります。

障害により長時間  
勤務が困難なことを  
会社に伝えたが、  
考慮して  
もらえなかった



会社や所属部署  
との話し合いで、  
半年間は午前勤務  
のみとすること  
になった



## 障害者差別をしないためのポイント

障害には、様々な種類があり、様々な特性があります。その人に合わせた配慮ができるよう、障害にはどんな特性があり、どんなことに不便を感じ、どんなことを必要としているかを知ることが大切です。



合理的配慮の提供例は、内閣府の **合理的配慮サーチ** で確認することができます。

